

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第83号

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則

(香川県都市公園規則の一部改正)

第1条 香川県都市公園規則(昭和39年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊦」及び注4を削る。

第3号様式中「㊦」及び注5を削る。

第4号様式中「㊦」及び注3を削る。

第5号様式中「㊦」及び注4を削る。

第6号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第9号様式中「㊦」及び注5を削る。

第10号様式中「㊦」及び注4を削る。

第10号様式の3中「㊦」を削る。

第11号様式中「㊦」及び注5を削る。

第12号様式中「㊦」及び注を削る。

第13号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第13号様式の2から第16号様式までの規定中「㊦」及び注を削る。

(香川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県屋外広告物条例施行規則(昭和40年香川県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」及び注5を削る。

第2号様式中「㊦」及び注6を削る。

第3号様式中「㊦」及び注3を削る。

第4号様式中「㊦」及び注を削る。

第5号様式中「㊦」及び注3を削る。

第6号様式の2中「㊦」及び注6を削る。

第9号様式中「㊦」を削る。

第10号様式中「㊦」を削る。

第11号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第12号様式中「㊦」及び注を削る。

第13号様式中「㊦」及び注4を削る。

第14号様式中「㊦」及び注1を削り、注2を注とする。

第15号様式中「㊦」及び注を削る。

第16号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第18号様式及び第20号様式中「㊦」及び注3を削る。

(香川県都市計画公聴会規則の一部改正)

第3条 香川県都市計画公聴会規則(昭和45年香川県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録) 第10条 略 2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しな <u>なければならない。</u> (1)～(5) 略</p>	<p>(記録) 第10条 略 2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名及び <u>押印をしなければならない。</u> (1)～(5) 略</p>

別記様式中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年香川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第4号様式及び第6号様式中「㊟」及び(注)1を削り、(注)2を(注)とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。